

成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

成田市下水道事業において地方公営企業法の適用を行い、公営企業会計システムを導入し、効率的な事業運営を図ることを目的とする。

成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上では、新たな会計方式によるシステム導入となるため、システム構築、保守業務、機器構成などの提案を総合的に評価するため公募型プロポーザルを実施する。

法の適用時期 平成31年4月1日  
法の適用範囲 一部適用（財務適用）  
法適用対象事業 成田市下水道事業

2. 業務の説明

(1) 業務名称

成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上

(2) 履行場所

成田市役所

(3) 履行期間

①下水道事業公営企業会計システム導入

契約日の翌日から平成30年9月30日

※平成30年9月1日から仮稼働ができる状態にすること。

10月からは本稼働予定

②下水道事業公営企業会計システム借上

平成30年10月1日から平成35年9月30日

(4) 業務内容

「成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上 業務要求仕様書」のとおり

(5) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

(6) 予算限度額

①成田市下水道事業公営企業会計システム導入

3,330千円（消費税及び地方消費税を除く）

②成田市下水道事業公営企業会計システム借上

6,157千円（消費税及び地方消費税を除く）

①+②計

9,487千円（消費税及び地方消費税を除く）

※上記の金額は、3ページの5-(1)(オ)のデータ移行費用は含めない。

(7) その他

このプロポーザルに係る借上に関する契約は、地方自治法234条の3に規定する長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算を減額し、又は削除した場合、発注者は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3. 参加表明に関する事項

(1) 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、公告日現在において、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (ア) 平成30年度成田市入札参加資格者名簿の「委託」部門「情報処理」及び「物品」部門「電算機・電算用品」又は「リース」として登載されている者。
- (イ) 成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市建設工事等暴力団対策措置要綱の規定による指名除外を受けていない者。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続の申立てがなされた場合は、更正計画の認可の決定がなされていること。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (カ) 成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (キ) I SMS又はプライバシーマーク等と同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けている者。
- (ク) 平成24年度以降に、地方公共団体が経営する下水道事業体において、企業会計システムの納入について実績があること。
- (ケ) 責任を持って導入及び保守ができる自社開発の公営企業会計システムを提案できること。

(2) 提出書類

- (ア) 様式1「参加表明書」・・・1部
- (イ) I SMS又はプライバシーマーク等と同等のセキュリティマネジメントシステムの認証の写し・・・1部

(3) 提出期限

平成30年4月9日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

事務局へ直接持参

#### (5) 参加資格審査結果の通知

- (ア) 参加表明事業者からの提出書類を審査の上、平成30年4月13日（金）までに参加資格がないと決定された者にのみ文書で通知する。
- (イ) 参加資格がないと決定された者は、参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（自由様式）を持参して提出すること。回答は書面で行う。ただし、審査結果に対する異議申し立てはできない。

#### 4. 質問及び回答

##### (1) 質問書の提出

質問がある場合は、様式3「質問書」により提出すること。

##### (ア) 提出期限

平成30年4月19日（木）午後5時まで（必着）

##### (イ) 提出方法

事務局メールアドレス宛電子メールに、様式3「質問書」を添付して提出すること。なお、メール件名の先頭には【公営企業会計システム導入業務及び借上 質問書】を付加すること。電子メールの送信後は、電話による確認連絡を必ず行うこと。

##### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成30年4月26日（木）午後5時までに電子メールにて全参加表明者（辞退者を除く）に対し回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加、又は修正とみなす。

#### 5. 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式、原則A4版縦書き両面印刷とする。）

(イ) 様式4「成田市下水道事業公営企業会計システム機能仕様回答書」（対応可否を記載の上、提出すること。備考欄にはカスタマイズ費用等必要事項を記載すること）

(ウ) システム導入経費に係る見積書及び見積明細①：ハードウェア・運用ソフトウェア・固定資産データセット等の初期導入費用に関する見積。また、見積明細には、導入機器・ソフトウェア明細等を記載すること）（任意様式）

(エ) システム借上に係る見積書及び見積明細②：月毎と5年間分の保守及び借上の金額を記載すること。

(オ) 見積書及び見積明細③（データ移行費用分のみ）（任意様式）

次回のシステム導入（平成35年10月1日～）の際のデータ移行作業（データ抽出・移行・その他作業）に係る経費。

※見積書は消費税及び地方消費税を除いて作成すること。また、法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

##### (2) 提出期限

平成30年5月9日（水）午後5時まで（必着）

- (3) 提出形態及び部数  
企画提案書等（紙媒体） 8部（代表者印押印のもの1部、他は複写可）  
見積書及び見積明細①・②・③ それぞれに代表者印押印
- (4) 提出方法  
事務局へ直接持参
- (5) 企画提案書作成事項  
企画提案書は以下の項目に沿って作成すること。
- (ア) 会社概要
  - (イ) 基本方針
  - (ウ) 貴社のシステム受託実績
  - (エ) 提案システムの機能
  - (オ) 導入体制及びスケジュール
  - (カ) 保守運用支援
  - (キ) その他有益な提案
- 応募書類については、各書類（ア～キ）にインデックスを付すこと。また、A4ファイルにして、提出すること。
- (6) 企画提案に係る費用負担  
提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (7) 企画提案書の提出辞退  
企画提案書の提出を辞退するときは、様式2「参加辞退届」を提出すること。  
以後、辞退による不利益な扱いはしない。
- (8) 企画提案書の取り扱い
- (ア) 企画提案書等の提出後の企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
  - (イ) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
  - (ウ) 提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
  - (エ) 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとする。

## 6. 審査方法

プロポーザルの審査は、「成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上に係る公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下「委員会」）において行うものとする。

### (1) 書類審査（1次審査）

企画提案をした者が4者以上のときは、委員会による1次審査を行う。その場合は、提案書類を基に順位をつけ、上位3者を選定する。企画提案をした者が3者以下のとき（1者の場合も含む）は、1次審査は実施せずに2次審査を行う。

審査結果については、平成30年5月16日（水）までに結果の如何に関わらず、参加表明書に記載された担当者宛に通知する。

### (2) 提案プレゼンテーション（2次審査）

1次審査にて選定された者に対し、提案プレゼンテーションにて審査を行う。提案プレゼンテーションの詳細は、1次審査にて選定された者に通知する。実施順は企画提案書の受付順とする。

(ア) 提案プレゼンテーションの実施概要

日時：平成30年5月25日（金）（予定）

場所：成田市が後日指定する場所

人数：3名以内

時間：50分以内（機器設置5分、質疑15分を含む）

機器：パソコン、プロジェクター及びスクリーン等、プレゼンテーションに必要な機材は全て提案者が用意することとする。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した業務提案書の内容とする。

プレゼンテーションには選定委員のほかに、土木部下水道課の職員（以下「職員」という。）も同席することができ、かつ質問もできることとする。

質疑については、1次審査通過者による説明後、選定委員又は同席した職員により質問し、その場で口頭により回答することとする。

(イ) 審査方法

委員会において、企画提案書と提案プレゼンテーションの内容について、機能、価格、データ移行等の提案内容を総合的に判断し、得点が最も高い者を受注候補者とし、得点が2番目に高いものを次点候補者とする。最高得点の者が複数の場合は、5（3）により提出された見積書の金額が最も低いものを受注候補者とする。また、2次審査において、得点が総配点の60%に満たない者は失格とする。

(ウ) 結果通知

審査結果については、平成30年6月6日（水）までに結果の如何に関わらず、参加表明書に記載された担当者宛に書面にて通知する。

## 7. 契約方法

提出された提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、成田市と受注候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を経て、成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上のそれぞれについて、随意契約により契約を締結する。なお、導入業務については委託契約、借上については賃貸借契約とする。

3ページの5-（1）（オ）のデータ移行費用については、その作業の必要が生じた場合（次回のシステム更新時である平成35年10月前）に、成田市と新たに契約を締結するので、平成30年10月から平成35年9月までのシステム借上料には、含まない。

なお、受注候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、次点候補者と協議を行うものとする。

## 8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 提出物に虚偽の記載があった場合。

- (イ)書類の提出が期限を過ぎた場合。
- (ウ)その他、実施要領等に違反すると認められた場合。

## 9. 別添様式

- (様式1) 参加表明書
- (様式2) 参加辞退届
- (様式3) 質問書
- (様式4) 下水道事業公営企業会計システム機能仕様回答書

## 10. 配布資料

成田市下水道事業公営企業会計システム導入業務及び借上 業務要求仕様書

## 11. 事務局

- (1) 部署名 成田市土木部下水道課
- (2) 所在地 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
- (3) 電話番号 0476-20-1553
- (4) 電子メール [gesui@city.narita.chiba.jp](mailto:gesui@city.narita.chiba.jp)